



障害給付割合表

●所定の高度障害状態とは、効力発生日(加入日)以降の傷害または疾病により、保険期間中に身体障害の程度が第1級のいずれかの状態になられた場合をいいます。

●第2級以下は災害保障特約のみの給付ですので、不慮の事故による場合のみが対象となります。

(別表)

等級	身体障害	災害保障特約の災害保険金に対する給付割合	1口あたり給付金額
第1級 (高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割	100万円
第2級	9. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 11. 1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16までまたは第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割	70万円
第3級	13. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 14. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17. 10足指を失ったもの 18. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割	50万円
第4級	19. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 21. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 24. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27. 10足指の用を全く永久に失ったもの 28. 1足の5足指を失ったもの	3割	30万円
第5級	29. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 35. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割	15万円
第6級	38. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割	10万円

免責・解除 ※次のような場合には、免責または解除となり、保険金などをお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

死亡保険金、高度障害保険金をお支払いできない場合	災害保険金、障害給付金、入院給付金をお支払いできない場合
①加入者が加入日(増口日)から1年以内に自殺したとき(増口の場合はその増口部分について)	①保険契約者・加入者の故意または重大な過失によるとき
②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき	②受取人の故意または重大な過失によるとき
③保険契約者・加入者・保険金受取人の故意により高度障害になったとき	③加入者の犯罪行為によるとき
④戦争その他の変乱によるとき	④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき
⑤加入(増口)申込の際、保険契約者・加入者が故意または重大な過失により、告知事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき	⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
	⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
	⑦加入者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
	⑧地震、噴火、津波によるとき
	⑨戦争その他の変乱によるとき

※加入者に詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消しまたは無効となり、保険金などのお支払いはできません。

お問合せ先 **静岡県建設事業協同組合連合会** 〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階
TEL 054-253-4877

この制度は、静岡県建設事業協同組合連合会がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(災害保障特約付)契約にもとづき運営します。なお、この制度はその運営を安全かつ円滑にするために、内容の一部を変更することがあります。

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社
法人ビジネス業務部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
電話 03-6737-6830

静岡県建設事業協同組合連合会の専用制度

会員事業所とともに発展する

生命共済制度

(災害保障特約付福祉団体定期保険)

ご加入のおすすめ



静岡県建設事業協同組合連合会

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

制度の特色

- 連合会のスケールメリットを活かした掛金で幅広い保障です。
- 業務上、業務外を問わず24時間保障されます。
- 医師による診査がなく(告知のみ)、お申込みが簡単です。
- 年齢に関係なく掛金は一律です。
- 1年ごとの収支計算により、剰余金が生じた場合には契約者配当金として加入者に還付いたします。

保障内容と掛金

	1口	2口	3口	4口	5口	
(病気になる) (主契約)	死亡・高度障害保険金	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
(不慮の事故による) (災害保障特約)	災害死亡・高度障害保険金 (死亡保険金(主契約)+災害保険金 高度障害保険金(主契約)+障害給付金(10割))	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
	障害給付金 (別表：第2級～第6級)	70万円～ 10万円	140万円～ 20万円	210万円～ 30万円	280万円～ 40万円	350万円～ 50万円
	入院給付金 (5日以上入院、同一の不慮の事故 について通算120日限度*)	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円
	月額掛金(概算)	790円	1,580円	2,370円	3,160円	3,950円

*更新前の入院日数を含みます。

※**保険金・給付金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。**

- 【注】・上記掛金には保険料の他、制度運営費が含まれています。掛金とは、保険料に制度運営費を加えたものです。
・上記の掛金は、現時点での契約内容(加入人員、加入総保険金額、加入者年齢構成)により算出した概算保険料です。申込締切後にあらためて正規保険料を算出し、第1回より適用します。
・保障は保険期間中の保険事故に対して支払われます。

【保険金・給付金のお支払いについて】

- (1) 加入者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金を所定の死亡保険金受取人にお支払いします。
- (2) 加入者が効力発生日(加入日)以後の傷害または疾病により保険期間中に以下のいずれかの状態になられた場合、高度障害保険金を高度障害保険金受取人にお支払いします。

〈高度障害状態に該当する場合〉

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

☆この制度の保険金は、他の傷害保険や各種社会保険の給付などに関係なく支払われます。

- (3) 災害保険金、障害給付金、入院給付金は、保険期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に当該状態になられた場合にお支払いします。ただし、入院給付金については日本国内における診療所または病院およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院されたときに限りお支払いします。
- (4) 災害保険金のお支払いには所定の感染症による死亡の場合が含まれます。
- (5) 障害給付金については障害給付割合表(別表)をご覧ください。

ご加入(または増口)に際しては加入資格を特にご確認ください。
加入資格に該当しない方がご加入(または増口)されても保険金などのお支払いができない場合があります。

制度の内容

1. 効力発生日(加入日)

ご加入は毎月できます。毎月25日を申込締切日とし、加入(増口)申込書を提出されました分については締切日の翌月1日より効力が発生します。

2. 加入要件

- (1) 加入資格
静岡県建設事業協同組合連合会に所属する加入事業所(ただし、全社員数が300名以下の事業所に限る)の役員・従業員本人で、加入日現在、年齢が14歳6ヵ月を超えて70歳6ヵ月までの方。ただし、65歳6ヵ月を超えて加入・継続される場合は3口を限度とします。更新される方は75歳6ヵ月まで継続できます。
- (2) 告知について
新規加入または増口を申し込まれる方は、いずれも加入(増口)に同意され、申込日(告知日)現在、加入事業所の役員・従業員で「正常に就業している方」*に限りま。下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増口を申し込まれる方ごとに、加入申込書兼告知書の「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】
① 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院したことがありますか。
② 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※【告知】については、別添「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

* 加入事業所の役員・従業員で「正常に就業している方」
申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
・ 傷病により公休・休暇などで欠勤している方
・ 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

※すでにこの保険に加入されている方は、上記にかかわらず現在の加入保険金額と同額まで継続加入(更新)できます。(ただし、65歳6ヵ月を超える方は3口が限度となります。)

- (3) 脱退について
当会を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できません。(その際は、すみやかに担当窓口にて脱退手続きをお取りください。)
※この保険から脱退されても、それに伴う払戻金などはありません。

【税法上のお取扱い(令和5年8月現在)】

- 法人が負担した保険料は全額福利厚生費として、損金処理ができます。(法人税基本通達9-3-5)(所得税基本通達36-31の2)
- 個人事業主が従業員のために負担した保険料は全額必要経費として、事業主分または経営者分は(契約者配当金がある場合はこの配当金を差し引いた金額が)生命保険料控除の対象となります。(昭和47年2月14日直審3-8)(所得税基本通達36-31の2)(所得税法76条)(地方税法34条-314条の2)

個人情報のお取扱いについて

この制度の運営にあたって、静岡県建設事業協同組合連合会(以下、「団体」という)は、加入対象者(被保険者)およびその雇用主の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など。以下、「個人情報」という)を取り扱い、団体が保険契約を締結するアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)および他の生命保険会社(共同取扱の場合。以下、「共同取扱会社」という)に提供します。団体は、個人情報をこの制度の事務手続きのために利用し、事務を他に委託する場合はその委託先にも提供します。アクサ生命および共同取扱会社(総称して以下、「引受保険会社」という)は、提供を受けた個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に利用する場合があります。なお、健康状態等の機微(センシティブ)情報は、保険業法施行規則のとおり、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して利用します。また、アクサ生命は、団体(団体の委託先を含む)、共同取扱会社および再保険会社に上記目的の範囲内で個人情報を提供します。今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。なお、引受保険会社は、今後変更されることがありますが、その場合、個人情報を変更後に新たに引き受ける保険会社に提供されます。この個人情報のお取扱いに関して同意いただけない場合は、加入不同意として取り扱いますのでご了承ください。